

香芝・王寺環境施設組合議会定例会の回数に関する特別措置条例

香芝・王寺環境施設組合議会定例会の回数に関する条例（昭和51年10月13日条例第2号）の規定にかかわらず、令和4年の組合議会の定例会は、年一回とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年中における定例会の回数については、この条例の施行の日以前に召集された定例会の回数を算入するものとする。